

4-2 銃器等許可の要件と審査の在り方

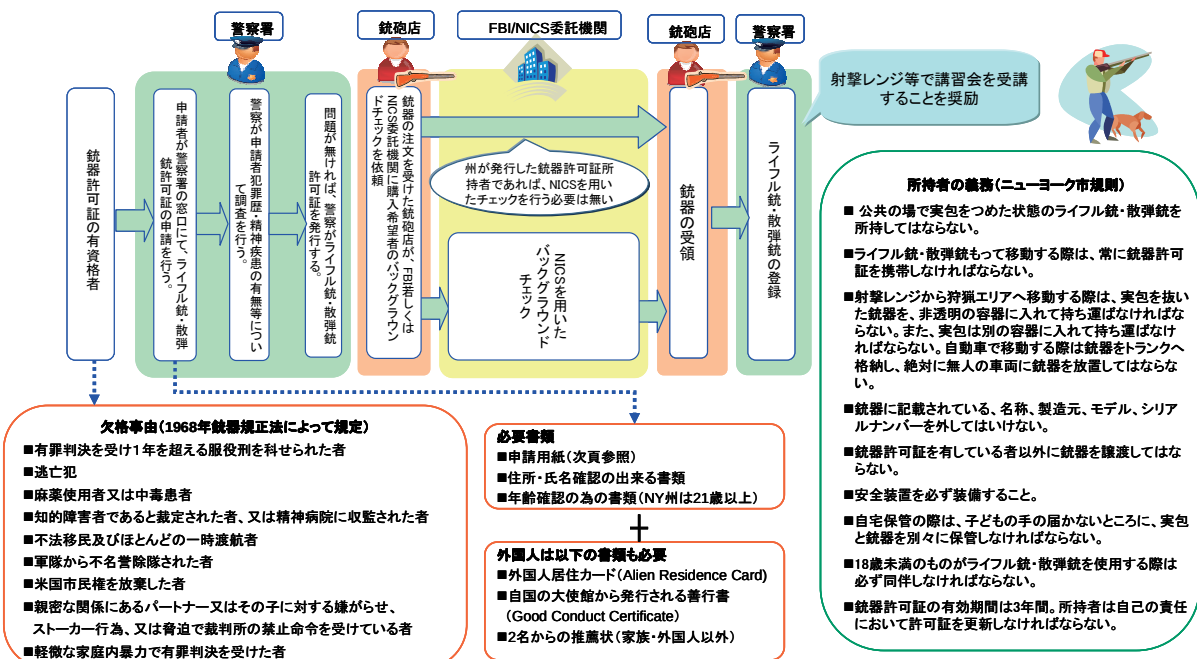
4-2-1 銃器を取得するための許可証の入手方法、入手手順

ライフル銃・散弾銃許可証の取得プロセスは、州により異なる。

(例) ニューヨーク州

- ① 欠格事由（4-2-2 参照）に該当しないことを確認
- ② 申請書の提出は、警察署の窓口で行う。申請の際に必要な書類は、申請用紙、住所・氏名確認ができる書類、年齢確認のための書類。外国人は、これらの他に、外国人住居カード（Resident Alien Card）、自国の大使館から発行される善行書（Good Conduct Certificate）、2名からの推薦状（家族・外国人以外）が必要である。
- ③ 警察が申請者の犯罪歴・精神疾患の有無等について調査を行う。
- ④ 調査結果に問題がなければ、警察がライフル銃・散弾銃許可証を発行する。
- ⑤ 許可証を得た申請者は、銃砲店に銃器を発注。注文を受けた銃砲店は、FBI 若しくは NICS 委託機関に購入希望者のバックグラウンドチェックを依頼する。この際、FBI は、NICS を用いたバックグラウンドチェックを行う。但し、州が発行したライセンス所持者であれば、NICS を用いたチェックを行う必要は無い。
- ⑥ FBI のチェックに問題がなければ、申請者は、銃砲店において銃器を購入することができる。
- ⑦ 申請者は、警察署において銃器の登録を行う。この際、警察は、申請者に対し、射撃レンジ等で講習会を受講することを奨励する。

ニューヨーク市の銃器許可証取得プロセス



出所：ニューヨーク市警察ホームページより MRI 作成

銃器所持を希望する者は、所轄官庁に、銃器許可申請書を提出する。申請書に記すべき主な内容は、欠格事由である犯罪歴、軍隊から除名された経験、薬物・アルコール中毒、そのために医療施設に収監されたことの有無、銃器の取扱いが困難となる身体的傷害の有無、ニューヨーク市警察がニューヨーク州精神衛生省に申請者の精神疾患歴に関する記録の開示を求める文書、ニューヨーク州精神衛生省及び医療機関が、申請者の精神疾患治療歴・施設への収監記録をニューヨーク市警察に提出することに同意する署名である。

ニューヨーク市の銃器許可申請書

APPLICATION -
RIFLE / SHOTGUN PERMIT
PD 641-040 (Rev. 04-06)

LICENSE DIVISION
RIFLE/SHOTGUN SECTION
120-55 Queens Blvd. Room B11
Kew Gardens, New York 11424

写真添付
PHOTO

FOUR FULL FACE COLOR
PHOTOS OF APPLICANT
MUST ACCOMPANY
THIS APPLICATION

Last Name				First Name				Middle Name				Social Security No.					
Legal Address (Number & Street)												State				Zip Code	
Apt. #		Floor		Res. Pct.		☐ City		on Number									
Sex	Date of Birth	Height	Weight	Hair Color	Eye Color	Place of Birth				Occupation							
Employer				Employer's Address or Place of Business								Bus. Daytime Phone		Res. Phone			

個人情報記入欄

1. Have you ever been arrested? ☐ Yes ☐ No. If yes you must list each arrest below. This must be done even if the case was dismissed and/or the record sealed. The law permits the release of sealed records for the purpose of evaluating an applicant's suitability to receive a rifle/shotgun permit.

Date of Arrest	City, State of Arrest	Charge	Disposition or Sentence

犯罪歴記入欄

2. If disposition of arrest case is not provided by New York State Division of Criminal Justice Services, applicant may be required to obtain a disposition certificate from court that adjudicated case. Do not list minor traffic violations which did not involve physical arrest.

QUESTIONS TO BE ANSWERED BY APPLICANT.

- Have you ever applied for a Rifle/Shotgun permit before? ☐ Yes ☐ No. Old Permit # _____ Date Exp. _____
- If you were a member of the Armed Services were you discharged under honorable conditions? ☐ Yes ☐ No (If no explain on a separate sheet.)
- Are you addicted to drugs or alcohol? ☐ Yes ☐ No
- Have you ever been confined to an institution or treated as an out patient for drug addiction, alcoholism or mental illness? ☐ Yes ☐ No. (If yes explain on a separate sheet, including name of institution and dates).
- Do you suffer from any physical defect or illness which would interfere with or handicap the use of a firearm? ☐ Yes ☐ No. (If yes explain on a separate sheet.)
- Have you been the subject or recipient of an order of protection or a temporary order of protection? ☐ Yes ☐ No (If yes explain on a separate sheet.)

THEATRICAL PERMITS: ☐ TELEVISION ☐ FILM ☐ STILL PHOTOS ☐ OTHER

Describe Purpose:

Name of Production/Company:

_____, the applicant, have answered all of the above questions to the best of my ability. I understand that any misstatement or omission of fact will be considered grounds for not issuing a rifle/shotgun permit.

Signature of Applicant

薬物・アルコール中毒ではないか

軍隊から除名された経験は無いか

薬物・アルコール中毒・精神疾患のために医療施設へ収監されたことはあるか

これまでに保護命令を受けたことがあるか

銃の取扱いが困難となる身体的障害を有しているか

ニューヨーク市の銃器許可申請書（続き）

INFORMATION REQUEST WAIVER OF CONFIDENTIALITY PD 641-030 (Rev. 04-06)		LICENSE DIVISION RIFLE/SHOTGUN SECTION 120-55 Queens Blvd. Room B11 Kew Gardens, New York 11424	
Last Name		First Name	
Social Security No.		Middle	
Address (Number and Street)			
Apt./Floor	City	Zip Code	
Home Phone		Business (Day Time) Phone	Employer
Occupation		Employer Address/Place of Business	
Date of Birth	Place of Birth	Height	Weight
		Color of Hair	Color of Eyes

I _____ residing at _____

_____ do hereby consent to the release by the State Department of Mental Hygiene, and any of its institutions, employees or agents, of any record regarding my institutionalization or treatment for any psychiatric or mental disease or disability. These records will be for the sole purpose of evaluating my application for a New York City Rifle/Shotgun Permit.

_____ Date _____ Applicant's Signature _____

To: The New York State Department of Mental Hygiene

The person described above has applied to the New York City Police Department for a permit to possess a rifle and/or shotgun. In order to determine whether the permit should be issued, additional information about the applicant is needed. It is therefore requested, pursuant to law, that any record concerning the applicants institutionalization or treatment for mental disease be furnished to us.

Rifle/Shotgun Section - License Division
New York City Police Department

For Use By State Department of Mental Hygiene

ニューヨーク市警察が、ニューヨーク州精神衛生省に申請者の精神疾患歴に関する記録の開示を求める文書

ニューヨーク州精神衛生省及び医療機関が、申請者の精神病治療歴及び施設への収監記録をニューヨーク市警察に提出することに同意する署名欄

出所：ニューヨーク市警察ホームページより MRI 作成

4-2-2 欠格事項の規定・運用実態

(1) 欠格事項の規定

連邦法においては、以下の者に対し、銃器を販売又は引渡すことは違法とされている²⁰⁵。

- 18 歳未満の者（銃器又は実包の販売）
- 21 歳未満の者（ライフル銃・散弾銃及びその実包以外のものの販売）
- 免許保持者が銃砲店所在地である州に居住していな者。ただし、譲受人が譲渡者と直接会って、ライフルまたは散弾銃を販売、引渡し及び受領がその両方の州の法的な販売条件を完全に遵守する場合には、この限りではない。
- 刑期 1 年を越える禁固刑に処される犯罪で起訴されているか、有罪判決を受けている者
- 逃亡犯
- 規制薬物の違法使用者または中毒者
- 精神患者と宣告されたか、または精神病院に入院している者
- 違法または不法入国している外国人
- 不名誉除隊者
- 合衆国の市民でありながら、自らの市民権を放棄した者
- その個人の親密なパートナー又は子供に対するハラスメント、ストーカー行為、又は脅迫、その他の行為（身体への暴力に対する恐怖を抱かせる合理的な理由があるもの）を禁止する旨の裁判所の命令を受けている者
- 裁判所で家庭内暴力の軽犯罪の有罪判決を受けている者²⁰⁶

(2) 各州における欠格事由に関する規定²⁰⁷

アメリカでは、各州において銃器許可証の取得申請にかかる審査項目が定められている。連邦レベルで規定された審査項目は、あくまで目安にすぎないものと認識されており、各州においてより厳格な審査項目を用いているものである。

例えば、欠格事由に、「重度の犯罪」を採用している州が 50 州のうち 49 州、「軽犯罪」が 26 州、「逃亡犯」が 13 州、「精神疾患」が 33 州、「裁判所の命令」が 22 州、「薬物中毒」が 30 州、「アルコール中毒」が 20 州、「未成年」が 49 州、「少年犯罪」が 27 州、「外国人」が 15 州である。

これらの欠格事由 10 項目全てを採用している州は、ハワイ州、マサチューセッツ州、ペンシルバニア州である。欠格事由が 1～3 項目と規制が緩やかである州が、ワイオミング州、バーモント州（以上 1 項目）、ニューメキシコ州、モンタナ州（以上 2 項目）、アーカンソー州、コロラド州、ルイジアナ州、ネブラスカ州、ニューハンプシャー州（以上 3 項目）である。

²⁰⁵ 連邦法 § 922(b) (d)

²⁰⁶ 同上

²⁰⁷ 「Survey of State Procedures Related to Firearm Sales, 2005」 U.S. Department of Justice

欠格事由の各項目を採用している州の数

欠格事由	州法にて採用している州 (50州のうち)
重度の犯罪	49
軽犯罪	26
逃亡犯	13
精神疾患	33
裁判所の命令	22
薬物中毒	30
アルコール中毒	20
未成年	49
少年犯罪	27
外国人	15

州の欠格事由採用状況

欠格事由	州名
10項目全てを 採用している州	ハワイ州、マサチューセッツ州、ペンシルバニア州
規制が少ない州 (欠格事由が1～3項目)	(1項目) ワイオミング州、バーモント州 (2条項) ニューメキシコ州、モンタナ州 (3項目) アーカンソー州、コロラド州、ルイジアナ州、 ネブラスカ州、ニューハンプシャー州

出所：米国司法省統計 2005 年

欠格事由各項目についての各州の判断

2005 年 12 月 31 日

■：禁止している州、－：禁止していない州

Jurisdiction	Felony ^a	Misde- meanor ^a	Fugitive	Mental ill- ness ^b	Court order	Drug abuse ^c	Alcohol abuse ^c	Minor underage offense	Juvenile offense	Aliens ^d
Federal	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
State totals	49	26	13	33	22	30	20	49	27	15
Alabama	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
Alaska	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
Arizona	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
Arkansas	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
California	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
Colorado	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
Connecticut	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
Delaware	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
Florida	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
Georgia	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
Hawaii	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
Idaho	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
Illinois	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
Indiana	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
Iowa	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
Kansas	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
Kentucky	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
Louisiana	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
Maine	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
Maryland	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
Massachusetts	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
Michigan	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
Minnesota	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
Mississippi	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
Missouri	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
Montana	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
Nebraska	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
Nevada	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
New Hampshire	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
New Jersey	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
New Mexico	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
New York	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
North Carolina	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
North Dakota	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
Ohio	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
Oklahoma	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
Oregon	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
Pennsylvania	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
Rhode Island	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
South Carolina	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
South Dakota	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
Tennessee	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
Texas	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
Utah	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
Vermont	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
Virginia	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
Washington	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
West Virginia	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
Wisconsin	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
Wyoming	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■

Note: Does not include State laws that incorporate Federal prohibitions. Types of firearms covered by statutes varies.
 —Not available or not applicable.
 ■Indicates prohibition of firearm sale or possession under State law.
^aGenerally, felony includes offenses resulting in a sentence of 1 year or more, misdemeanor less than 1 year; offenses included vary by State.
^bIncludes persons adjudicated mentally ill, committed to a mental institution, or acquitted by reason of insanity.
^cIncludes persons convicted of drug or alcohol offenses.
^dIncludes laws that require U.S. citizenship or prohibit some or all aliens.

■印は、州法が銃器の販売・所持を禁止していることを示す。

出所：米国司法省統計 2005 年

(3) マサチューセッツ州、ハワイ州、アラスカ州の銃器規制²⁰⁸

アメリカでは、州によって、銃器の規制が厳しい州や比較的規制の緩い州がある。一般に規制が厳しいと言われているのはマサチューセッツ州とハワイ州であり、特にアルコールや薬物中毒に対して厳格である。また、軽犯罪や精神疾患に寛容なのがアラスカ州である。

①マサチューセッツ州

ア) 銃器の所有・管理が禁じられる者：銃器 ID カードや銃器携行ライセンスは以下の者には発行されない：

- マサチューセッツ州裁判所、連邦裁判所、他州の裁判所より、重罪、2 年以上の懲役を伴う軽罪、暴力行為、銃器・麻薬に関する違反の理由で、非行少年あるいは違反青年と判決を受けた者
- 精神疾患患者、アルコール・薬物中毒者、未成年者、被後見者、逃亡犯

イ) 銃器を所有する権利の回復：有罪判決を受けた者は（いくつかの罪を除いて）判決及び刑罰完了から 5 年経過しなければ、小銃かけん銃を所有することができない。中毒者や精神疾患を患った者は、治療完了から 15 年経過しなければ権利を回復することができない。

ウ) 所有が禁じられている銃器：自動銃、銃身の短い散弾銃は禁止。銃器の売買は、所定の製造基準を満たし発砲テストを通過していなければならない。

エ) 銃器販売に関する規制：銃砲店や個人から小銃・散弾銃・小火器を受け取るには、許可証が必要である。銃器は質に入れてはならない。銃砲店を開店・営業するためには州発行のライセンスが必要である。

オ) 銃器取得許可証：特定の銃器購入には、10 日間有効な取得許可証が必要である。

②ハワイ州

ア) 銃器の所有・管理が禁じられる者は、以下のとおりである。

- 逃亡犯
- 重罪判決を受けている者、あるいは暴力や非合法麻薬販売で起訴されている者
- 麻薬中毒者、アルコール中毒者
- 精神疾患による責任能力の欠如を理由に釈放された者

²⁰⁸ 「Survey of State Procedures Related to Firearm Sales, 2005」 U.S. Department of Justice (2005 年、銃器販売に関する連邦行動の調査)

- 重大な精神障害・行動障害の診断を受けた者
- 25 歳以下で、何らかの犯罪歴のある者
- 銃器所有を禁じる処分の対象になった者
- アメリカ合衆国市民は、銃器許可証を申請するには21 歳以上でなければならない。
けん銃許可証の申請を行うものは、狩猟教育か銃器安全研修を完了していなければならない。小銃は 18 歳以下の者に移譲してはならない。

イ) 銃器を所有する権利の回復：判決を受けた重罪犯の権利回復は、州知事の判断による恩赦に基づく。

ウ) 所有が禁じられている銃器：1992 年 7 月 1 日から突撃銃 (assault pistol) のハワイへの持ち込みが禁止された。それ以前より合法的に所有されていた突撃銃に関しては、認可銃砲店か地方警察署長に移譲される。自動銃、短銃身型小銃、散弾銃は禁止されている。

Intratec TEC DC-9「突撃銃」



出所：Modern Firearms <http://world.guns.ru/handguns/hg136-e.htm>

エ) 銃器販売に関する規制：銃砲店の営業には州発行ライセンスが必要である。

オ) 銃器許可証：けん銃購入には、10 日間有効な取得許可証が必要である。小銃購入には、1 年間有効な取得許可証が必要である。申請は、20 日以内に認可もしくは拒否される。アルコールたばこ火器爆発物取締局 (The Bureau of Alcohol, Tobacco, Firearms and Explosives : ATF) は取得許可証も携帯許可証も、銃器購入の際に NICS チェックを代替するものとして認めている。

カ) 申請者の背景調査：警察署は、NICS から申請者に関する情報を収集する。背景調査は 20 日以内に完了する。

キ) 許可証発行までの待機期間：申請受理から 14 日間経過しなければ、取得許可証は発行されない。これは、背景調査の完了とは無関係である。

③アラスカ州

ア) 銃器の所有・管理が禁じられる者は、以下のとおりである。

- アラスカ州裁判所、連邦裁判所、他州の裁判所より重罪判決を受けている成人か、成人であれば重罪判決となる少年非行罪の判決を受けた未成年者
- 身体的・精神的状態がアルコールや薬物によって損なわれた者
- 18 歳以下の者に対して銃器を販売した者
- 保護者の同意のない 16 歳以下の未成年者
- 家庭内暴力阻止命令を受けた加害者

イ) 銃器を所有する権利の回復：

- 判決が執行猶予付きあるいは無効とされた場合
- 刑罰履行後、最低 10 年経過した場合。ただし、対人重罪を犯した者の権利は回復しない。

ウ) 所有が禁じられている銃器：機関銃、銃身の短い散弾銃、銃身の短いライフル

エ) 銃器許可証など：アラスカでは、銃器を購入するための許可は必要ない。

銃器許可証を所持している者及び他の州の許可証を所持しているものは、背景調査(NICS)を受けずに銃器を購入できる。

オ) 申請者の背景調査：州当局は NICS との窓口ではなく、銃器販売の認可を受けている銃砲店が、ブラディ法で規定された販売チェック項目に基づき FBI に通知する。

キ) 許可証発行までの所要日数：待機期間等の定めはない。

(4) 家庭内暴力、ストーカー行為への対応

① 銃器規制法にドメスティックバイオレンス関連項目の追加²⁰⁹

1994 年、アメリカ連邦議会において、危険なストーカー及びドメスティックバイオレンスの加害者から国民を保護する為に、ストーカー、ドメスティックバイオレンス、嫌がらせ(harassment)などを行った者に対して、銃器所持免許を付与しないという項目が、銃器規制法に追加された。さらに、1996 年には、ドメスティックバイオレンスに係る軽犯罪で有罪判決を受けたものが銃器を所有することを禁止する条項が追加された。

② ドメスティックバイオレンスの定義

ドメスティックバイオレンスの定義は以下のとおり²¹⁰。

以下の人々に対して、肉体的な暴力若しくは致命傷を負わせる銃器を使用, 若しくは使用すると脅迫すること

- 現在若しくは過去の配偶者、両親、被害者の保護者(guardian of the victim)
- 自分自身との間に子どもを有している者
- 配偶者と同様の位置付けにある者

③ 家庭内暴力あるいはストーカーに対する州規制の 2004～2005 年改正例²¹¹

ア) ロードアイランド州

地方裁判所あるいは家庭裁判所は、家庭内暴力阻止命令の発行に伴い、その阻止命令期間中、被告人に所有する全ての銃器を放棄し、銃器を購入したり譲渡を受けたりすることを慎むよう要求することができる。

イ) サウスダコタ州

家庭内暴力軽犯罪により有罪判決の下った者は、判決から一年間、銃器を所有及び管理したりすることができない。

ウ) テネシー州

販売権をもつ銃砲店に対し、ストーカー有罪判決の下った者に、銃器を販売することを禁じることを規定する。

²⁰⁹ Brady Campaign ホームページ <http://bradycampaign.org/issues/gunlaws/shorthistory/>

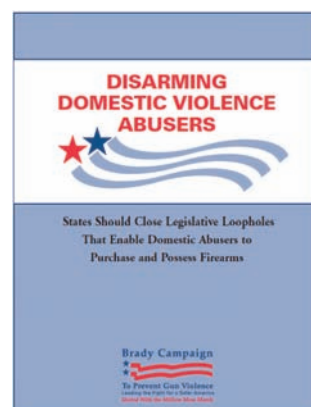
²¹⁰ 連邦法 § 921(33)

²¹¹ 「Survey of State Procedures Related to Firearm Sales, 2005」 U.S. Department of Justice

(5) 家庭内暴力者への銃規制キャンペーン

全米最大規模の銃器規制推進団体としては、「ブレディ・キャンペーン(The Brady Campaign)」及び「ブレディ・センター(The Brady Center)」がある。「ブレディ・キャンペーン」は、けん銃の禁止や銃器による暴力を規制する役割を有している。「ブレディ・キャンペーン」の家庭内暴力と銃に関する報告書によると、家庭内暴力の加害者に銃器を持たせないことは法律に定められているが、実際には、多くの人が銃器による被害に遭っており、同団体は連邦政府に規制強化を呼びかけている。具体的な被害状況は、次に示すとおりである。

- 2005 年に家庭内暴力で死亡した女性は 1,181 人である。
 - うち 57%が銃器によって射殺されている。
 - 15 歳から 24 歳までの黒人若しくはヒスパニック系の女性に被害が多い。
- 出所:ブレディ・キャンペーン



4-3 不適格者の発見と排除

4-3-1 武器所有許可証取得に係る欠格事由（精神疾患等）

(1) 知的障害者・精神疾患者の定義

1968 年銃規制法は、「知的障害者であると裁定された者」及び「精神病院に収監された者」に対する銃器の受渡し及びこれらの者の銃器の所持を禁止している。知的障害者であると裁定された者」及び「精神病院に収監された者」の定義は、ATF によって制定された連邦行政規則集第 27 条セクション 478.11 においてなされている。

①「知的障害者であると裁定された者」の定義

裁判所等法的機関において、当該人物の知的障害、精神病、精神疾患によって、

- 自己及び他者に危害を加える恐れのある者
- 自己管理を行うための知的能力が欠如している者

と認定された者

刑事訴訟において、精神鑑定の結果、訴訟を続行するための能力が欠如していると判断された者、若しくは法的責任能力が無いとして無罪判決を受けた者

②「精神病院に収監された者」の定義

裁判所等法的機関によって精神病院に通院することが義務付けられた者をいう。又、薬物使用による通院も含まれる。検査のために精神病院に通院している者及び自らの意

思で精神病院に入院している者は含まれない。

(2) カリフォルニア州の例²¹²

カリフォルニア州では、特定の知的障害、精神疾患を有する以下の個人に対して、銃器若しくは実包を所持、購入、受領することを禁じている。

- 精神病院に収監されており、精神科医により、自己或いは他人に危害を及ぼす恐れがあると判断された者
- 想定される被害者に対して肉体的な危害を及ぼす恐れがあると精神科医が判断した者
- 知的障害若しくは精神疾患によって他人に危害を及ぼすと裁定された者
- 心身喪失状態にある性犯罪者(sex offender)
- 重犯罪で起訴されたが、責任能力の欠如から無罪となった者
- 裁判を続行する為の能力が欠如していると判断された者
- 知的障害、重度のアルコール依存症により、監督者が必要と判断された者
- 自己若しくは他人に危害を及ぼす可能性があるとして拘留された者、あるいは自己の意思に反して集中的な治療(intensive treatment)を受けたことのある者

(3) コネチカット州の例

コネチカット州では、警察が独自の調査を行った結果、ある人物が銃器を所持することにより、自身若しくは他人に害を及ぼす危険性があると判断した場合、警察が銃器を没収することを許可している。銃器を没収する為には、裁判所による令状の発行が必要であり、裁判官は当該人物の最近の行動（当該人物自身、他人、動物に対する暴力的な行動の有無）から、当該人物が銃器を持つことのリスクを評価する。

4-3-2 許可後に不適格者を発見・排除する仕組み及びその規定・運用

(1) 全米犯罪歴即時照合システム (NICS)の発展経緯

1994年にブレイディ法が施行され、銃砲店に対し、購入者の身元調査を実施することが義務付けられた。同法に基づき、1998年に全米犯罪歴即時照合システム(National Instant Criminal Background Checks System: NICS)の運用が本格的に開始され、全米から個人の犯罪歴や精神疾患に関する情報を集約したデータベースが構築された。しかしながら、個人の情報を提供するか否かについては、各州に判断が委ねられていたことから、プライバシー保護の観点からNICSに情報を提供しない州が多かった。

2007年4月、バージニア工科大学銃乱射事件が発生したことを契機として、銃器規制に関する議論が高まった。銃乱射事件の犯人である青年が精神疾患歴を有していたにも

²¹² California Codes Welfare and Institutions Code Section 8100-8108

にかかわらず、事件に使用した銃器を正規のルートで購入していたことから、銃器の購入者の身元調査を強化するため、2007 年 NICS 改善改正法 (NICS Improvement Amendment Act of 2007) によって、1993 年制定されたブレイディ法が改正された。同改正では、各州に対し、重罪の有罪判決、重罪による起訴、逃亡者、薬物使用による逮捕及び有罪判決、連邦規則によって精神障害者と認定された者の情報、家庭内暴力の保護命令、家庭内暴力に関する軽犯罪に関する情報を FBI に提供することを義務付けている。

(2) 全米犯罪歴即時照合システム (NICS) のデータベース²¹³

FBI は毎日、FBI に提供される情報のうち、銃器販売を禁止する対象者のデータである「NICS の拒否データ (NICS denial data)」を、ATF のブラディオペレーション局へ転送する²¹⁴。標準拒否データ (Standard referrals) には、購入資格がない (禁止されている) にもかかわらず非合法的に銃器を購入しようと試みた人物のリストも含まれている。

FBI のチェックが完了しない「オープン取引」(open transaction) と呼ばれる 3 営業日内 (銃砲店が自由に取引できる期間) に、銃器を入手しようとする不適格者もいる。そうした事態が発見された場合、FBI は遅延拒否データ (delayed denial) を ATF に提出する。

ATF と US 弁護団 (United State Attorneys) は、全 94 司法区に関して、もっとも排除されるべきと思われる訴訟・裁判事例を反映したデータベースを作成している。例えば、身柄拘束、家庭内暴力による軽犯罪、非移民外国人、暴力行為による重罪、逮捕状、刑事起訴を含む訴訟・裁判事例が、データベースの基本をなしている。

FBI ロゴ



出所：FBI ホームページ

NICS ロゴ



出所：FBIHP NICS Index

(3) イリノイ州の例

イリノイ州では、2008 年 6 月 1 日より、全ての病院及び精神病に係る医療機関に対し、「攻撃的」、「自殺願望がある」、「暴力的な行動をとる」患者に関する情報をイリノイ州

²¹³ 「Survey of State Procedures Related to Firearm Sales, 2005」 U. S. Department of Justice – Firearm sales topics

²¹⁴ 2005 年には FBI はブラディオペレーション局に 67,713 件の NICS 拒否データを転送している。

警察へ提出することを義務付ける法律（Illinois Law Public Act 095-0564）が施行されている。同法では、州警察が病院から得た情報を、NICS に転送することを同時に義務付けている。このような、犯罪に至らない精神疾患の情報を、病院と警察が連携して掌握し、これを NICS に転送することは、精神病患者に銃器を所有させないことに貢献している。